

医療費助成のマイナンバーカードによるオンライン資格確認(PMH)について

1 概要

厚生労働省やデジタル庁が令和8年度から全国的な運用を目指しているマイナンバーカードを活用した医療費助成(PMH(Public Medical Hub))を、本市においても令和8年4月から運用を開始するものです。

2 PMH導入の目的

マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用することで、紙の受給者証を持参する手間が軽減され、市民の利便性が図られます。現在、東京都外の医療機関では、東京都制度の子ども医療費助成に係る公費請求ができないことから、利用者に償還払いが発生していますが、資格情報を連携することにより立替え払いをなくすことが可能となります。これにより、立替え払いをした際に発生する市窓口での現金返還請求の手続き件数の軽減が見込まれます。

対象	メリット
市民	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードのみで受診可能となり、利便性が向上する。・特に対象が多い子ども医療費助成について実施することにより、多くの方にメリットを実感いただける。・立替え払いをなくすことにより、現金返還請求の手続きが必要なくなる。
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・受給者証を確認してレセプトコンピューターに資格情報を入力する手間が省け、かつ正確な情報がリアルタイムに確認できる。
市	<ul style="list-style-type: none">・正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる。・医療費助成の資格確認に関する事務負担や他自治体への照会が減少。

3 対象事業

- ・乳幼児医療費助成(マル乳医療証)
- ・義務教育就学児医療費助成(マル子医療証)
- ・高校生等医療費助成(マル青医療証)
- ・ひとり親家庭等医療費助成(マル親医療証)

- 障害福祉課所管の事業にも導入予定
- ・自立支援医療費(更生医療)
- ・自立支援医療費(育成医療)
- ・障害者医療費助成(マル障医療証)

4 スケジュール(予定)

令和8年1月以降 対象者への周知(通知、たま広報・市公式ホームページなど)

4月 PMH運用開始

以上